

# 先着順物件売払いについて

～申込みから引渡しまで～

## 1 申込みができる者

申込みできる者は、日本国内に居住している者（法人も可）とします。  
ただし、次に該当する者は申込みできません。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項及び第2項に規定する者
- (3) 市町村税を完納していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
- (5) その他倉敷市長又は倉敷市水道事業管理者が不相当と認める者

## 2 申込みに必要な物

申込みは、下記のものが必要となります。

- ① 局有地売払申込書
- ② 印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）
- ③ 市税の納税（完納）証明書（直近のもの）・・・完納していることが条件です。  
※ 市税納税（完納）証明書は、倉敷市発行のもの。ただし、倉敷市に課税がない場合は、住民票上の住所地（所在地）の市町村発行のもの。
- ④ 誓約書
- ⑤ 役員一覧（法人の場合）

## 3 契約の締結について

申込者は、申込日から起算して**14日以内**に契約を締結していただきます。

契約時には、契約保証金として契約金額の**10%以上**（円未満切り捨て）の金額を納付していただき、契約保証金提出書を提出していただきます（契約時に売買代金を一括して支払う場合を除く）。

## 4 売買代金の支払い方法等

- ① 売買代金は、原則として契約締結日から**30日以内**に納入していただきます。納入期限までに、売買代金が完納されないときは、契約を解除します。  
**※この場合は、契約保証金はお返しできません。**
- ② 売買代金は、倉敷市水道局の発行する納付書により指定金融機関又は収納代理金融機関で納付していただきます。

## 5 その他注意事項

- ① 代金支払いの確認後、**現状有姿で物件を引き渡し**、所有権を移転します。
- ② 所有権の移転登記は、物件の引渡し後、倉敷市水道局が行います。
- ③ 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記時に納付する登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受人の負担となります。
- ④ 物件の売買に別途消費税はかかりません。建物付き物件の建物については、税込扱いとなります。